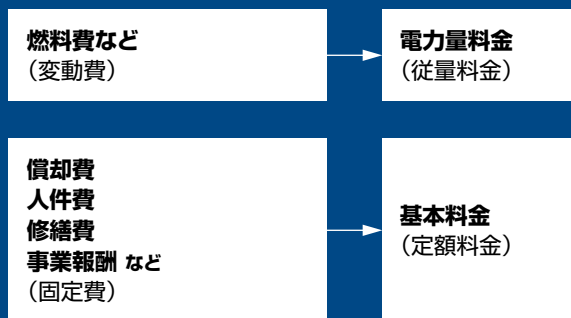


国内卸電気事業の料金体系

当社は、卸電気事業および電力託送における料金の算定について、必要と想定される適正な原価に事業報酬を加えて算定する原価主義を採用しています。

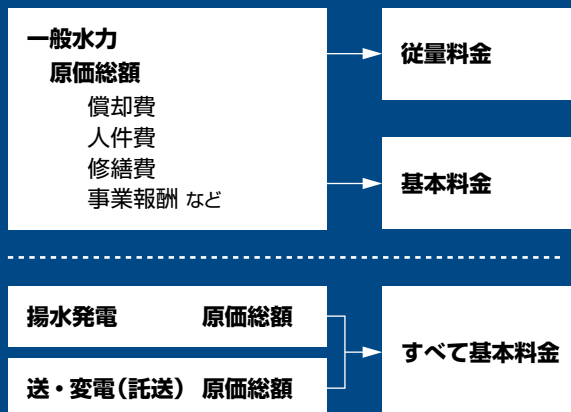
個別の料金については、設備種別毎に、地点別または水系別に算定した原価を基に販売先電力会社との間で契約を締結しています。また、料金は基本料金と従量料金により構成しています。

火力発電



火力設備の料金については、原価に占める燃料費など変動費の比重が高く、修繕費など維持運転費についても年度毎の原価変動が大きいことから、2年毎（石炭価格部分は価格の変動が著しい場合は、1年毎）に料金の見直しを行っています。燃料費などの変動費については販売電力量に応じた従量料金としています。燃料の調達にかかわる為替レートおよび重軽油価格変動に伴う燃料費変動については、四半期毎に調整する料金の仕組みになっています。変動費以外の固定費部分は基本料金としています。基本料金は、減価償却費、事業報酬のほか、修繕費などの維持運転費などからなり、維持運転費の増加や大規模な設備投資がない限り、設備の減価償却の進行および近年の金利等経費低下を反映して減少する傾向にあります。

水力発電／送・変電(託送)



水力、送・変電設備の料金については、原価に占める減価償却費、事業報酬などの固定費の比重が高いことから、長期安定化の観点より定期的な更改は行わず、金利・物価など経済環境の変動ならびに自由化の進展等事業環境の変化などに応じ、一般電気事業者と協議の上、改定を行っています。料金の構成としては、揚水を除く水力発電設備については料金の8割程度を基本料金とし、残りの2割程度を販売電力量に応じた従量料金としています。2割分は出水率の変動により増減しますが影響は大きくありません。一方、揚水発電設備、送・変電設備については、全額を基本料金としています。